

虐待の防止のための指針

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。（【別表】参照）

- ① 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。又は正当な理由なく身体を拘束すること。
- ② 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ③ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- ④ 介護の放棄・放置：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の業務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

医療法人社団直心会虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）で協議した内容は、事業所従業員全員に周知徹底する。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する研修を企画し実施する。委員会が本指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

4. 虐待等が発生した場合の相談・報告等の対応

- ① 利用者への虐待を発見した場合、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。
- ② 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- ③ 緊急性の高い事案の場合には、市町村や警察等外部機関の協力を仰ぎ、被虐待者の

権利と生命の保全を優先する。

- ④ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したのか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- ⑤ 当該事案発生に関する事実確認の概要や再発防止策に関しては市町村に報告する。

【各市町村相談窓口】

八女市役所（介護長寿課）：0943-23-2545

八女地域包括支援センター：0943-23-1203

東部地域包括支援センター：0943-42-1119

東部地域包括支援センター立花：0943-24-8922

東部地域包括支援センター上陽：0943-24-8315

東部地域包括支援センター矢部：0943-24-9011

東部地域包括支援センター星野：0943-24-8212

また、委員会委員へも相談・連絡・報告を行う。

5. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内する等の支援を行う。

6. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように細心の注意を払う

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示する。

8. その他虐待防止の推進のために必要な事項

当事業所の虐待防止マニュアルについては、厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」に基づいて対応する。

附則

本指針は、令和3年11月1日より施行する。

令和5年 1月20日 改正

令和6年 4月 1日 改正

高齢者虐待の類型

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 など ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など ④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
ii 介護・世話の放棄・放任	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。

区分	具体的な例
ii 介護・世話の 放棄・放任	・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 【具体的な例】 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など
iii 心理的虐待	○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など

区分	具体的な例
iv 性的虐待	○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 【具体的な例】 ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・ 人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・ 性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・ キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・ わいせつな映像や写真を見せる。 ・ 自慰行為を見せる。 など
v 経済的虐待	○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・ 年金や預貯金を無断で使用する。 ・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など

厚生労働省 高齢者虐待の基本 養介護者による高齢者虐待類型より